

# 改正パートタイム労働法等説明会のご案内

平成27年4月1日から、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法が変わります。

また、次世代育成支援対策推進法も改正され、同じく平成27年4月1日から施行されます。佐賀労働局では、これらの改正法についての説明会を以下のとおり開催いたします。ぜひご参加ください。



- ★内容
- ・改正パートタイム労働法について
  - ・改正次世代育成支援対策推進法について

## 佐賀会場

- 日時 平成26年12月2日（火）13:30～15:30
- 場所 佐賀勤労者総合福祉センター（メートプラザ）  
（佐賀市兵庫町大字藤木1006-1）
- 定員 300名

★厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 短時間・在宅労働課より説明

## 武雄会場

- 日時 平成26年12月10日（水）13:30～15:00
- 場所 武雄市文化会館（武雄市武雄町大字武雄5538-1）
- 定員 100名

★佐賀労働局雇用均等室職員より説明

★説明会終了後、パート法や次世代法に関する個別相談会を行います。

主催 佐賀労働局

参加料 無料

申込み方法 下記の申込書に必要事項をご記入の上、11月25（火）までに郵送、FAX等でお申し込みください。定員になり次第締め切らせていただきます。

申込み先 佐賀労働局雇用均等室

〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎7階

FAX 0952-32-7224 TEL 0952-32-7218



## 「改正パートタイム労働法等説明会」参加申込書 (FAX : 0952-32-7224)

事業所名		希望会場 (→希望の会場に○)	佐賀
所在地	(TEL )		武雄 個別相談会（武雄）をご希望の方は、以下にも○をつけてください。
参加者氏名・役職			相談内容 ・次世代法 ・パート法

※ご記入いただきました情報は、本説明会の事業以外には使用いたしません。

# パートタイム労働法が変わります

平成27年4月1日施行

## 改正のポイント

### 1 パートタイム労働者の公正な待遇の確保

- ・正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲が拡大されます。
- ・パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする「パートタイム労働者の待遇の原則」が新設されます。

### 2 パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

- ・パートタイム労働者を雇入れたときは、実施する雇用管理の改善措置の内容について事業主の説明義務が新設されます。
- ・事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければなりません。
- ・パートタイム労働者を雇入れたときに、事業主が文書の交付などにより明示しなければならない事項に「相談窓口」\*が追加されます。  
（\*相談担当者の氏名、相談担当の役職、相談担当部署など）

# 次世代育成支援対策推進法が10年間延長されます！

平成37年3月31日まで

## 改正のポイント

### 1 法律の有効期限の延長

- ・法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。
- ・引きつづき、次世代法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出を行っていただく必要があります。（従業員数101人以上の企業においては義務、100人以下の企業においては努力義務）

### 2 新たな認定（特例認定）制度の創設

- ・現行法では、行動計画を策定・届出し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。
- ・このくるみん認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな認定（特例認定）制度が創設されます。

